

新型コロナワクチン接種のお知らせ

接種を受けた人へのお願い

引き続き、感染予防対策を継続していただくようお願いします。

ワクチンを接種した人は、新型コロナの発症を予防できると期待されていますが、接種した人から他人への感染をどの程度予防できるかはまだわかっていません。また、接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの人が接種を受けられるわけではなく、ワクチンを接種した人も接種していない人も、共に社会生活を営むことになります。

このため、感染予防対策を継続してください。

接種は本人が選択できます

本人の同意なく、接種が行われることはありません。また、接種を望まない人に接種を強制することはありません。

仮に職場などで接種を求められても、本人が望まない場合は、接種をしない選択をすることができます。職場や周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いします。

別府市で接種を希望する人で、別府市に住民票を移していない人へ 住所地外接種届がWEBで申請できます

新型コロナワクチン接種は、原則住民票所在地の市区町村で行います。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、所定の手続により住民票所在地外で接種ができます。

◆別府市で接種を受けたい場合に申請が必要な人 (接種券が届いてから申請をしてください)

- 単身赴任者
- 遠隔地へ下宿している学生
- ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為など、児童虐待及びこれらに準ずる行為により保護されている人

▼下記に当てはまる人は申請不要です

ワクチンの予約後、接種をする際に、医療機関に住所地外接種の旨を申告してください。

- ・入院、入所者
- ・基礎疾患を持つ人が、別府市にいる主治医のもとで接種をしたい場合
- ・副反応のリスクが高いため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・災害による被害で別府市に居住している人
- ・勾留または留置されている人、受刑者

WEB申請

厚生労働省の
コロナワクチンナビ
で申請できます



住所地外接種届出済証が即時発行されます。発行画面をスクリーンショットまたは印刷して接種会場で提示してください。

<https://v-sys.mhlw.go.jp/>

別府市新型コロナワクチン
接種コールセンター
☎0120-797-567
(9時～17時/土日祝日も可)